

青森市斎場建替基本計画策定及びP F I等導入可能性調査業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、青森市斎場建替基本計画策定及びP F I等導入可能性調査業務に係る委託契約の相手方となる候補者（以下「受託候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の目的

本業務は、青森市斎場の建て替えに向け、現状を分析の上課題を抽出し、新斎場が備えるべき機能、施設規模、配置計画などをまとめた基本計画を策定するとともに、設計・建設から維持管理・運営までを含めた総事業コストの縮減と公共サービスの向上を図るため、P F I等の民間活力を活用した事業手法の導入可能性調査を行い、最適な事業手法を見出すことを目的とする。

3 業務の概要

(1) 業務名

青森市斎場建替基本計画策定及びP F I等導入可能性調査業務

(2) 業務内容

別紙「青森市斎場建替基本計画策定及びP F I等導入可能性調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月25日（金）まで

(4) 契約上限額

15,070,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。上記契約上限額を超えた場合は、選定しない。

4 参加資格

公募型プロポーザルに参加できる者は、次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 参加申込みの日において、青森市競争入札参加資格等に関する規則（平成17年青森市規則第161号）第5条の規定により、競争入札に参加する資格があると認定された者で、下記の業種及び部門に登録がある者。

（業種）建築関係建設コンサルタント （部門）建築一般

- (3) 過去10年間（平成23年度以降公告の日まで）に、次に掲げるいずれの業務についても元請として受託した実績があること。
- ①火葬場の整備に関する基本構想又は基本計画策定業務
 - ②火葬場の整備に関する事業手法の検討業務（PFI等導入可能性調査又はアドバイザー業務を含む）
- (4) 参加申込書の提出期限から受託者確定の日までの期間、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日実施）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加申込みの日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

5 公募型プロポーザル実施に係るスケジュール

| | 時期 | 実施内容 |
|------|--------------|--|
| (1) | 令和3年4月 1日（木） | 公募開始 実施要領等の公表 参加申込書等・質問・企画提案書等受付開始 |
| (2) | 4月 9日（金） | 参加申込書等の提出期限 |
| (3) | 4月13日（火） | 質問書の提出期限 午後5時必着 |
| (4) | 4月20日（火） | 質問への回答 |
| (5) | 4月27日（火） | 企画提案書等の提出期限 |
| (6) | 5月11日（火） | 企画提案書・プレゼンテーションに対する質問書の送付 |
| (7) | 5月14日（金） | 企画提案書・プレゼンテーションに対する質問への回答期限 |
| (8) | 5月20日（木） | 審査委員会の開催 |
| (9) | 5月下旬（予定） | 審査結果の通知 |
| (10) | 5月下旬（予定） | 契約締結 |

6 実施要領等の配付

(1) 配付開始日

令和3年4月1日（木）

(2) 入手方法

青森市ホームページに掲載する。

ホームページ：<http://www.city.aomori.aomori.jp/>

7 参加申込書等の提出

公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類

| 提出書類 | 部数 |
|---------------|-----------|
| ① 参加申込書（様式1号） | 正本1部、副本7部 |
| ② 会社概要書（様式2号） | |

(2) 提出方法

直接持参又は郵送

※直接持参する場合

土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

※郵送する場合

配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(3) 提出先

青森市市民部生活安心課（霊園管理運営チーム）

〒030-0801

青森市新町一丁目3番7号

電話番号 017-734-5277

FAX 017-734-5256

Eメール：seikatsu-anshin@city.aomori.aomori.jp

(4) 提出期間

令和3年4月1日（木）から令和3年4月9日（金）まで

8 公募型プロポーザルに係る質問受付及び回答

公募型プロポーザルに係る質問受付及び回答は、次のとおりとする。

(1) 質問方法

質問書（様式3号）に記入の上、件名を「青森市斎場公募型プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、「7 参加申込書等」に記載のある電子メールアドレスへ提出すること。また、電子メール送信後、市の担当者へ受信確認の電話連絡を行うこと。

※受信確認は、午前8時30分から午後5時まで

(2) 質問受付期間

令和3年4月9日（木）から令和3年4月13日（火）まで ※午後5時必着

(3) 質問への回答

質問に対する回答は、令和3年4月20日（火）までに、参加申込書を提出した全ての事業者に対し、質問提出期間内に受領した全ての質問内容及び回答を電子メールにより一括回答する。

ただし、質問又は回答の内容が公開することにより質問者の不利益となると判断したものについては、質問者のみに回答する。

なお、電子メール以外の方法で提出された質問に対しては、回答しないものとする。

9 企画提案書等の提出

参加申込書提出者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

| 提出書類 | 部数 |
|---|----------------------|
| ① 企画提案書表紙（様式4号） | ○紙媒体：8部 正本1部、副本7部 |
| ② 同種業務実績調書（様式5号） | |
| ③ 技術者調書（様式6号） | |
| ④ 配置予定技術者調書（様式7号） | ○電子媒体：1部 CD-R：1枚 |
| ⑤ 直近年度の「法人税」並びに「消費税及び地方消費税」について未納額のないことの証明書の写し ※提出日から3箇月前までのものを有効とする | |
| ⑥ 営業所が青森市内にある場合は、直近年度の青森市税の完納証明書の写し ※提出日から3箇月前までのものを有効とする | |
| ⑦ 業務実施方針（様式8号） | |
| ⑧ 業務実施体制（様式9号） | |
| ⑨ 企画提案書（様式10号、11号） | |
| ⑩ 参考見積（任意様式） | |
| ⑪ プレゼンテーション模様撮影動画 | |
| | ○電子媒体：8部 DVD-R：8枚 |

※副本については、ヒアリング及びプレゼンテーションで審査に使用するものとし、審査の公平性を期するため、提案者名は弊社とすること。また、提案者を類推できるような記号やマークは書類に記載しないこと。

(2) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書を熟読の上、次テーマについて作成すること。

- ・テーマ① 「青森市斎場建て替えにあたっての課題の整理」
- ・テーマ② 「最適な事業スキーム及び民間事業者の参入意欲調査の具体的手法」

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

※直接持参する場合

土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

※郵送する場合

配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(4) 提出先

「7 参加申込書等の提出」に同じ

(5) 受付期間

令和3年4月1日（木）から令和3年4月27日（火）まで

10 企画提案参加の辞退

参加登録申込書提出後、企画提案を辞退する場合には、企画提案辞退届（様式12号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和3年4月27日（火）まで

(2) 提出場所

「7 参加申込書等の提出」に同じ

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

※直接持参する場合

土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

※郵送する場合

配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

11 審査

(1) 審査の方法

本市が設置する青森市斎場建替基本計画策定及びPFI等導入可能性調査業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、別表「評価基準」に基づき、企画提案書、プレゼンテーションの内容を踏まえ、総合的な評価を行う。

(2) 審査委員会開催日

令和3年5月20日（木）

(3) プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について、プレゼンテーションを撮影した映像を確認し、評価を行う。

審査の実施順序は、参加申込書が到着した順とする。

(4) プレゼンテーション映像作成に係る留意事項

- ・プレゼンテーションの様態を撮影（プレゼンテーション制限時間20分以内）し、パソコンで再生可能なメディア（DVD）に保存すること。
- ・パワーポイント等を活用してプレゼンテーションを行う場合、提出事業者が特定できる情報が映像に映らないようにすること。
- ・プレゼンテーション映像はあくまで企画提案書を理解する上での補足説明としてとらえ、プレゼンテーション映像の出来栄は審査の対象としない。

(5) プレゼンテーションに対する質問

企画提案書等及びプレゼンテーションに対し、審査員から質問がある場合は、事務局より該当事業者に電子メールにより質問書を送信する。

(6) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和3年5月14日（金）までに「7 参加申込書等」に記載のある電子メールアドレスへ回答すること。

(7) 審査結果の通知

審査の結果は、参加者全員に後日書面にて通知する。

12 契約締結に向けての協議

審査委員会において選定した受託候補者と本市が、本業務に関する仕様書の細部や契約金額等について協議を行い、協議が成立した場合には、契約上限額の範囲内で随意契約により委託契約を締結する。受託候補者が委託契約を辞退するか資格要件を満たさなくなった場合は、次点のものを受託候補者とし、その者と随意契約により受託契約を締結する。参加申込書等の提出者又は企画提案書等の提出者が1者のみの場合であっても審査を実施し、その提案内容が本業務の受託者に適していると認められる場合（配点合計が6割以上の得点となった場合）は、その者を受託候補者とする。

13 契約の保証

受託者は、契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号に掲げる保証の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行若しくは発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

- 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われるものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、契約保証金の額（契約保証金に代わる担保が提供されているときは、当該担保の価値）又は第2項の保証金額若しくは保険金額（以下「契約保証金の額等」という。）が変更後の業務委託料の100分の10に達するまで、発注者は、契約保証金の額等の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の額等の減額を請求することができる。

14 公募型プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・実施要領に定める資格、要件が備わっていない場合
- ・仕様と合致していない場合
- ・期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・提出した書類に不足があった場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・審査委員会の委員に対して、直接間接問わず接触を求めた場合又は接触した場合
- ・他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ・事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ・委託料が契約上限額を上回る場合
- ・その他不正な行為があった場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて提案者が負うものとする。

(3) 複数提案の禁止

提案者は、複数の企画提案書の提出はできない。

(4) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(5) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(6) 費用負担

参加申込書等及び企画提案書等の作成、提出等、公募型プロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

(7) その他

- ・提案者は、参加申込書の提出をもって、実施要領記載内容に同意したものとする。
- ・提出された書類について、青森市情報公開条例（平成17年4月施行）に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位、その利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書（任意様式可）で申し出ること。なお、本公募型プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出る恐れのある情報については、決定後の公開となる。
- ・提出書類について、本市より問い合わせを行う場合がある。
- ・提案内容については、見積金額以内で全て実施できることを確約したものとみなす。